

オリンピック憲章【オリンピズムの根本原則（抜粋）】

2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである。
4. スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。
6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、皮膚の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

IPC（国際パラリンピック委員会）ハンドブック：人権に関する立場表明（抜粋）

2. IPCは、すべての人々がレジャーやレクリエーション、スポーツ活動を行う平等な機会を享受すべきであり、そのような権利は、責任ある政府と地域社会の法律と行政のシステムによって、与えられ、守られるべきであると考えます。
3. IPCは、障がいのある人々の競技への無限の可能性を固く信じ、パラリンピアンたちのスポーツにおける成績を尊重する。スポーツの上達、参加、トレーニング、成績の認知の機会は、障がいのある人々に対して、あらゆる社会において、平等に提供されなければならない。
4. IPCは、スポーツが平和の推進に寄与し、万人に対して人間の尊厳と平等を守るものであると信じる。

〈市民のみなさまへ〉

今回、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を機に、スポーツのもつ人権問題や多様性に視点を当てて、冊子の作成を始めました。ところが、作成が終盤に差しかった頃、世界中で新型コロナウイルスが猛威をふるっていました。私たちの日常は一変し、スポーツだけでなく、学ぶことや働くこと、暮らし、そして命さえも脅かされる状況になっています。

一方、未知の感染症に対する不安や恐れから、人々の心に差別や偏見も引き起こしています。しかし、今大切にしなければならないことは、お互いを尊重し合える「共生」だと思っています。オリンピック憲章でも「文化・国籍などの様々な違いを乗り越え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって、平和でよりよい世界の実現に貢献すること」こそがオリンピックの精神であると謳っています。

困難な時だからこそ、ともに生き、ともに学ぶことを大切に、次の世代に「人権のとりで」というバトンをつないでいきましょう。